

むつ市議会第186回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成17年12月20日(火曜日)午前10時開議

諸般の報告

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

- (1) 60番 齊藤孝昭 議員
- (2) 58番 半田義秋 議員
- (3) 1番 濱田栄子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（59人）

1番	濱	田	栄	子	2番	堺		孝	悦
3番	川	端	一	義	4番	杉	浦		洋
5番	白	井	二	郎	6番	村	中	徹	也
7番	川	下	八	十美	8番	小	林		正
9番	菊	池	一	郎	10番	新	谷		功
11番	高	田	正	俊	13番	東		健	而
14番	澤	藤	一	雄	15番	石	田	勝	弘
16番	富	岡	幸	夫	17番	杉	浦	守	彦
18番	柴	田	峯	生	19番	山	本	留	義
20番	久保	田	昌	司	21番	横	垣	成	年
22番	工	藤	孝	夫	23番	大	澤	敬	作
24番	松	野	裕	而	25番	東	谷	良	久
26番	東	谷	正	司	27番	佐々	木	隆	德
28番	立	石	政	男	29番	竹	本		強
31番	坂	井	一	利	32番	福	永	忠	雄
33番	板	井	磯	美	34番	飛	内	賢	司
35番	赤	松		功	36番	田	澤	光	雄
37番	徳			誠	38番	佐々	木		肇
39番	鎌	田	ちよ	子	40番	菊	池	広	志
41番	野	呂	泰	喜	42番	佐	藤		司
43番	千	賀	武	由	44番	目	時	睦	男
45番	田	高	利	美	46番	澤	田	博	文
47番	菊	池		清	48番	柏	谷		均
49番	工	藤	清	四郎	51番	服	部	清	三郎
53番	杉	本	清	記	54番	慶	長	徳	造
56番	牛	滝	春	夫	57番	本	間	千	佳子
58番	半	田	義	秋	59番	坪	田	智	十司
60番	斉	藤	孝	昭	61番	中	村	正	志
62番	富	岡		修	63番	川	端	澄	男
64番	宮	下	順	一郎					

欠席議員（4人）

12番	村	川	壽	司	30番	千	船		司
52番	池	田	正	利	55番	工	藤	直	義

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(宮下順一郎) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は56人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長(宮下順一郎) 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長(宮下順一郎) 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

日程第1 一般質問

○議長(宮下順一郎) 日程第1 一般質問を行います。

今日は、斉藤孝昭議員、半田義秋議員、濱田栄子議員の一般質問を行います。

斉藤孝昭議員

○議長(宮下順一郎) まず、斉藤孝昭議員の登壇を求めます。60番斉藤孝昭議員。

(60番 斉藤孝昭議員登壇)

○60番(斉藤孝昭) おはようございます。議席番号60番の斉藤孝昭です。むつ市議会第186回定例会に当たり一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

今回は、団体間で比較可能な財政情報の開示についてと、障害者自立支援法へのむつ市の対応についての2項目について質問させていただきま

す。

まずは、団体間で比較可能な財政情報の開示についてお聞きいたします。団体間で比較可能な財政情報の開示とは、本年6月22日付で総務省自治財政局長から県知事へ、それを受けて県の総務部長から各市町村長あてに団体間で比較可能な財政情報の開示について通知がありました。内容は、次のようになっています。「地方財政の状況が極めて厳しく、地方団体の行財政運営に対して住民等の厳しい目が向けられている中で、各地方団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、自らの財政状況について、より積極的に情報を公開することが求められており、その際、他団体との比較可能な指標をもって住民等にわかりやすく情報を開示することによって財政運営上の課題をより明確にし、それを財政構造の改善に反映させていくことが喫緊の課題となっています。地方団体においては、地方自治法に基づき財政状況の公表など情報開示に努めているところであり、総務省においても各地方団体の詳細な財政情報が一覧できるよう決算カードや主要財政指標一覧を初めとする各種調査、統計データをホームページに掲載するなどしているところでありますが、今般こうした取り組みを一層推進するため、団体間で比較可能な財政情報の積極的な開示に努められますようお願いいたします」となっています。内容を一言で言うと、市町村の財政力、経済収支比率、起債制限比率、人口1人当たりの地方債残高、ラスパイレス指数、人口1,000人当たりの職員数などについて他団体との比較と今後の改善策を住民にわかりやすく分析表で公開せよというものであります。そこで、この通知が行われた背景と基本認識について市長の見解をお伺いいたします。

また、通知では各自治体の財政運営上の課題を明確にすることが求められていますが、当市の財

政運営上の課題はどのようなものであると認識しているのかお伺いいたします。

次に、障害者自立支援法へのむつ市の対応についてであります。さきの特別国会で障害者自立支援法が成立しました。国会開会中は、これに反対する障害者やその関係者が議員会館前に座り込みを行いマスコミに報道されるなど、世間の注目を集めました。当市でも障害者の負担増ばかりが一部で取り上げられましたが、そればかりでなく、制度自体が大きく改正され、当市の障害者対策にも大きな影響を与えるものとなっています。措置制度であった障害者施策が平成15年から支援費制度に改められ、福祉サービスを提供し始めることにより利用者が増加する一方で、精神障害者が対象外となるなど制度間に不均衡が存在していました。これまで身体障害者は身体障害者福祉法、知的障害者は知的障害者福祉法、精神障害者は精神保健福祉法とそれぞれ別の法体系によりばらばらに対応措置がとられてきましたが、これを一元化にとらえ直して障害者の自立と共生の社会をつくっていく、障害者が地域で暮らせるようにしていこうというのがこの法律の目指すところであると私は認識しています。

そこで、次の3点についてお聞きいたしますので、よろしくお伺いいたします。

質問の1点目は、市が中心となったサービス提供体制についてであります。障害者福祉サービスについては、身体、知的、精神等の障害別を問わず、障害者共通の自立支援のための各種福祉サービスが一元的に提供されることとなります。あわせてすべての事業のサービス提供も各市町村に一元されることとなります。これまで一つの種類の事業しか行ってこなかった事業所にほかの2種類の障害についてもサービス提供の応諾義務が生ずることになりました。これは、5年間の経過措置はあるものの、障害特性に応じた支援体制を速や

かに構築しなければなりません。現在の体制はどのようになっている、新体制においてどのように支援体制を整えようとしているのかお聞きいたします。

また、自治体が障害者のニーズを把握し、サービス提供量等の目標を義務づけた障害福祉計画を策定することが制度化されました。当市では、どのような計画をつくろうとしているのかお聞きいたします。

質問の2点目は、支給決定プロセスの透明化についてであります。今回新たに利用者がどんなサービスを使ったらよいか、どこに頼んだらよいかわからないときに相談や支援を行うケアマネジメント制度が導入されることとなります。どのようなケアマネジメント体制を考えているのかお聞きいたします。

サービスを行うために支給決定に関する調査や障害程度区分審査会の設置など、新支給決定手続が実施されることとなりますが、新体系のサービスに移行するためには、条例を制定して審査会の委員を選び、そして委嘱、研修などを行うとともに、支給するサービスの認定調査、障害程度区分の認定、支給の決定、受給者証の交付などの手続が必要となります。サービスが開始される時期は、遅くとも平成18年10月までに実施されなければなりません。条例案は、いつ提出されるのでしょうか、また審査会の委員構成はどのようなものを考えているのかお伺いいたします。

質問の3点目は、サービス体系の見直しについてであります。これまでの障害福祉サービスは、障害の種別や年齢により制度が複雑に組み合わせられていました。この法律によって障害者に共通の自立支援のための各種サービスが一元的に行われることになり、サービスの提供主体も各市町村に一元化されます。国からの負担もこれまで単なる補助金だったのが2分の1の義務的経費となりま

す。これは、国庫負担からの財源が明確化されたことで継続した事業が安定的に確保されるという意味で歓迎すべきところであります。義務的経費の対象事業である自立支援給付は、ホームヘルプサービスや短期入所、行動援護などの居宅サービスと自立訓練などの居住系サービスに整理されることとなります。この制度改革の大きなねらいは、全国の共通ルールがなかったため、障害者福祉施策に大きな地域格差が生じていて、地域のサービス提供体制が異なっていたことや障害者別ごとにもサービス格差が生じていたという現状を改めたいという点にあると思います。国が義務的経費として負担してくるからには、受ける側の自治体もしっかりとしたサービスを提供する責任が生ずると思いますが、この点について市長のご見解をお伺いいたします。

最後に、今回地域の実情に応じて柔軟に実施されることが望ましいさまざまな事業は、地域生活支援事業として法定化されました。各市町村が取り組むべき事業として相談支援、手話通訳者派遣などのコミュニケーション支援、日常生活用具の支給、移動介護支援、地域活動支援などが法定化されています。これらの支援事業は、既に現在でも行われていると理解してよいのか、また具体的にどのような事業が現に行われているのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目は、団体間で比較可能な財政情報の開示についてであります。国からの通知の内容につきましては、斉藤議員仰せのとおりであります。これは、国の三位一体の改革の推進や

市町村合併の進展など地方分権の着実な実現を図ろうとしている中で、国、地方ともに厳しい財政状況にあるという背景があります。民間企業では、倒産、リストラが続き、地方公共団体においても徹底した行財政改革が求められておりますが、その前提として財政状況の情報開示を行い、市民の協力と理解を得ながら進めることが大事なことではないかと認識いたしております。これまで市政だよりにおいて予算や決算の状況及びバランスシート等の活用による財政状況の公表を行ってまいりましたが、いずれも市の財政状況のみの説明であり、他の団体と比較した形では公表は行っておりません。今後につきましては、議員お話しのとおり、類似する団体との財政状況の比較もわかりやすいという点に工夫を凝らし、公表してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目は、財政運営上の課題は何かとご質問であります。先日お示ししましたむつ市赤字解消計画でもおわかりのように、一般会計における今年度末の赤字が30億3,900万円、平成18年度末では30億7,600万円と準用財政再建団体寸前の財政状況であります。これに至った経緯は、今さら申し上げるまでもありませんが、合併4団体とも赤字または赤字寸前であったこと、苦しい財政状況の中でのむつ総合病院事業経営健全化に対する財政支援、さらには新ごみ焼却施設及び新し尿処理施設の建設負担金等も大きな要因と考えております。また、当地区では他の市までの距離が2時間以上という地理的な条件により、すべての行政課題をこの地域の中で克服していかなければならないという他市とは異なる事情があり、財政コストが高くならざるを得ないという根本的な背景をご理解いただきたいと思います。

今後の課題といたしましては、まず財政再建を軌道に乗せることが大命題でありまして、そのた

めには行財政改革の確実な実行と電源立地地域対策交付金の有効活用を図りながら、赤字解消に努力してまいり所存でありますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、障害者自立支援法へのむつ市の対応についてのご質問にお答えします。まず、ご質問の第1点目、市が中心となったサービス提供体制についてであります。斉藤議員お話しのとおり、国ではこれまでの障害者福祉サービスを行政が決定する措置制度を改め、平成15年4月より利用者本位の支援費制度を実施してまいりました。しかしながら、この支援費制度につきましても、1年目で需要が国の試算を大きく上回り、大幅な財源不足が懸念される一方、精神障害者が対象外とされるなど、障害種別ごとに不均衡なところもありましたので、全面的に見直しを図り、新たな障害保健福祉施策として障害者自立支援法が去る10月30日の特別国会で成立し、平成18年4月1日より導入されることとなりました。

この障害者自立支援法の概要といたしましては、障害者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障害の種別ごとに異なる法律に基づいて提供されておりました福祉サービスや公費負担医療費等について、共通の制度のもとで一元的に提供される仕組みを創設することとし、給付内容や地域生活支援事業、費用負担等について定めるとともに、関係法令についての整備、調整を図ることとなっております。このことから、障害者自立支援法が施行されますと、一つの施設で異なる障害を持った人にサービス提供が可能になるなど、障害者が身近な地域でのサービスを利用できたり、選択の幅が広がり、障害者本人を中心とした個別の支援をより推進していく制度であると考えております。

現在のサービス提供体制の状況についてであり

ますが、平成17年3月末現在の当市の身体障害者手帳等の発行状況を申し上げますと、総計で3,428名、内訳としては身体障害者手帳は2,659名、愛護手帳は551名、精神保健福祉手帳は218名となっており、これらの方々が利用できる市内の施設としては身体障害関係が15施設、知的障害関係が13施設、精神障害関係は2施設となっております。

障害者福祉計画の策定については、平成18年度中において、障害者自立支援法の規定により障害者福祉計画の策定が義務づけられており、計画を策定しなければ市の障害福祉サービス事業については国・県から援助が受けられなくなりますので、サービス種類ごとの必要見込み量の確保、地域生活支援事業の実施に関する事項、その他の障害福祉サービス、相談支援などの事項について障害者のニーズを把握し、それらを取りまとめた計画を策定したいと思っております。

ご質問の第2点目、支給決定プロセスの透明化についてであります。新制度では福祉サービスの必要性を総合的に判定し、障害程度区分事務を公平、公正に行うため、市に認定審査会の設置が義務づけられており、介護保険制度と同じ手法がとられることとなります。このことから、市の事務を円滑に処理するため、保健師や事務担当職員など、新たな専門職員を配置し、その対応に万全を期したいと考えております。

認定審査会につきましては、構成する委員は障害者等の保健または福祉に関する学識経験を有する者のうちから、身体障害、知的障害、精神障害の3障害について知見を有する方々をバランスよく構成し、5名の2班編成での設置を検討するとともに、法令等につきましては、まだ国より具体的な内容が示されておりませんが、今後関係機関などと連携を密にして、遅くとも平成18年6月までには整備する方向で検討してまいります。

ご質問の第3点目、サービス体系の見直しにつ

いてであります。地域生活支援事業関係につきましては、日常生活用具の支給や在宅障害者に対する療育指導など、現行の制度を利用して既に実施しており、手話通訳関係などについては平成8年度より担当課に手話通訳員を1名配置し、来庁者はもとより、医療機関等庁外への要望にも対処できる体制をとっております。

また、精神障害者の関係では、市内赤川地区に精神障害者地域生活支援センターが平成18年4月に開所する予定となっております。さらに、知的障害者施設でも通所部の定員増を計画している施設もありますので、これと並行して地域生活支援事業の充実が図られるものと期待しております。これにより障害者の方々が自分の住む身近な地域の中で安心してサービスを受ける体制が整ってくるものと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（宮下順一郎） 60番。

○60番（齊藤孝昭） 先に、障害者自立支援法の関係で再質問させていただきます。市長が今答弁したとおり、この新しい障害者自立支援法というものの中身がすごくボリュームがあるもので、多分今私の質問に答えた市長の答弁の内容も、とりあえず一部ということで、もっと奥が深いものがたくさんあります。そこで、私も冒頭話をしましたけれども、一部負担ばかりが話題になって、なかなか法の改正の内容が障害者の方々に十分理解されていないのではないかというふうに思っているのです。一番大切なことは、障害者の方々にこの制度の改正の趣旨を十分理解してもらうということと、制度の内容が障害者の皆さんに本当に活かされていくということを説明したり実行していくことが大変重要だと思っています。これからどうするかというのは、行政が考えることだと思いますが、とりあえずは説明することが一番最初の始まりだと思いますけれども、その説明する手段をどういうふうに考えているのか、ちょっとお伺い

しておきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。障害者へのPRということだと思いますけれども、これにつきましては、定番でございますけれども、まずは市政だより、さらにはパンフレット等もこれから準備できると思いますので、それらを該当されると思われる方へ周知するとか、ホームページ等も利用しまして周知徹底に努めまいりたいと、このように思っております。ご理解いただきたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 60番。

○60番（齊藤孝昭） わかりました。

もう一つ、知的障害の施設運営について、一部広域運営している事業があるのですが、その広域運営している事業とこの法律が施行されてからの整合性をどういうふうにとっていくかという問題もあると思いますけれども、広域運営している事業について、見直しがあるのかないのかお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） 知的障害の広域運営の整合性ということでございますけれども、現在広域の方で実施しているのは施設入所の事業でございます。これにつきましては、5年後に見直しという事項もございますので、また具体的な中身についてはまだ国の方から詳細な説明等もございませんので、それらを見きわめながら、当然検討される部分になろうかと存じますけれども、今の段階ではまだ具体的な内容が国の方から示されていないということをご理解をいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 60番。

○60番（齊藤孝昭） 今広域運営している事業との整合性については、日を改め時間を見て、また何

かの場面で質問したいと思いますので、障害者自立支援法については、以上で質問を終わらせてもらいます。

次に、財政情報の開示についてでありますけれども、先ほど市長の答弁では、やるというふうな話でありましたので、ぜひ間違いなく実施してほしいと思います。それで、通知文書の中身にちょっと入るのですけれども、今年度中に総務省から提供された様式を使って住民の皆さんに提供することとなっていますけれども、今の12月ですから、毎年やられている財政状況の開示と整合性をとるためにもいろんな作業があると思いますけれども、とりあえず3月の公表ができるのかできないのかお伺いします。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

合併という特別な状況もございまして、非常に難しい状態ではございますけれども、3月上旬にできるだけの範囲でもやりたいと。様式が示されてきますので、それに合わせた形でできるのであれば、そのまま3月上旬の市政だよりも公表したいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。平成16年度分ということでよろしく願いします。

○議長（宮下順一郎） 60番。

○60番（齊藤孝昭） ぜひやってもらいたいと思います。

これも先ほど市長の答弁にありましたけれども、2年ぐらい前からですか、決算状況を市政だよりも載せているのです。きょうも持ってきましたけれども、まず用語の説明もあるし、ちょっとしたイラストも入って非常にわかりやすくいいものだと思っていたのですけれども、ただ先ほど話した類似団体との比較とか今後どうすればいいかというふうな内容がほとんどないのです。これもまた、先ほど市長答弁でありましたとおり、赤

字を解消するためには、やはり住民と行政が一体とならないとできないということでもありますので、まず目標設定、いつまで、何年度までにどんな方法で何億円減らすとか、何円減らすとか、何円ふやすとか、そういうことを早期に公開しないと、なかなか住民と一体となった改善ができないのではないかと思いますけれども、市長はそのところどういうふうに思っているのかお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 次の財政計画をどうするかということについては、ちょっと今のような財政環境の中では五里霧中という状況でありますから、三位一体改革というのは、また今度は地方交付税を減らすとか、0.3%という小さな数字にしていますが、実際はそうではなくてもっと減ってくるということを考えておかなければならない。そういう状況の中で、平成18年度より先の財政見通しを市民と一緒に考えるというのは徒労に終わるのではないかと申し上げざるを得ない状況にあります。国は、財政環境が変わってきたとは言っておりますけれども、それは税の増収が少しあるという状況でありまして、そのほかにたばこ税でありますとか酒税の改正なのか、我々にとって改悪になるのか、それはわかりませんが、そういうことも予定されているようでありますし、一連の国の財政改革の方向が腰が据わったものになるのであれば、いわゆる政府の使う骨太の改革がきちんと示されるのでなければ、我々の立場で財政見通しなどを語ることは不遜なことになってしまう可能性もあります。

○議長（宮下順一郎） 60番。

○60番（齊藤孝昭） 最後の質問になりますけれども、多分市長がそういうふうな話をするのではないかと考えて準備してきた文書があるのです。ちょっと読み上げますけれども、景気が悪いとか財

政が乏しいとか、政府の三位一体の改革によっていろいろな施策ができないということは言いわけにしか聞こえないのです。やる気があるのだったら、ぜひ本気でやってもらいたいと思います。自主的にやることもやれるはずですので、地方分権と言われていますから、ぜひ市長のリーダーシップを発揮してもらって、財政運営が適正になるようにお願いしたいと思います。

最後、市長、一言お願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 総務省の自治財政局長の通達というのは、これは当初予算と決算の乖離という言葉から発想が出てきていると私は考えます。いかにもむだな予算を組んでおいて、実際に財政運営やると不納欠損の反対、つまりは使い残しが出てくるのではないかと、そういう予算を組んでいて、金がない、金がないというのはおかしいというのが中央の論理なのであります。だから、我々は実際に財政運営してみますと、当初予算と決算の乖離というのは足りないという結論を得る乖離になっているのでありまして、国が考えているような乖離とは違うと申し上げておきたいと思います。でありますから、逃げ口上、言いわけにしかすぎないということよりも、実際にこれまでの10年以上財政運営やってみまして、財源が不足であるということだけは、もうはっきり我々身にしてみわかっているわけでありまして、逃げ口上を言っている暇がないのであります。そういう状況での我がむつ市の財政状況でありますから、電源三法交付金等の考え方が改正されまして、今までお国のお許しをいただかなければ使えなかったものが、比較的我々の裁量の範囲内で財政運営に期することができるという状況になってきましたから、今度は言いわけにならないように、誤解を受けないように申し上げる部分も少しは幅が広がるのではないかと考えております。

○議長（宮下順一郎） これで、斉藤孝昭議員の質問を終わります。

10時45分まで暫時休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

半田義秋議員

○議長（宮下順一郎） 次は、半田義秋議員の登壇を求めます。58番半田義秋議員。

（58番 半田義秋議員登壇）

○58番（半田義秋） 私は、元来くじ運が悪くて、とうとう最後から2番目のくじを引いてしまいましたので、私が質問するのはちょっと前の議員と重複すると思いますけれども、これもいたし方ありません。どうか、前に答弁したのではないかと言わずに、誠意あるご答弁をお願いしたいと思います。

それでは、通告順序に従いまして質問いたします。介護保険について、二つの項目に分け、質問いたします。初めに、「地域包括支援センター」の運営についてですが、少子高齢化が進行する中で、介護保険制度に対する関心が高まり、住民の期待と不安がますます高くなってきています。介護保険制度は、発足後5年が経過し、制度の大幅な見直しが今行われようとしています。その中の大きな一つに、平成18年度から地域包括支援センターが創設されることになりました。これは、市で運営することになっておりますが、地域の利便性など、事情によっては生活圏域ごとに設置でき、その事業の全部または一部を業者に委託することができるとありますが、そこで市長に伺います。地域包括支援センターの運営にかかわる基本的な

考え方、そして当むつ市では何カ所設置し、事業委託するとすればどのような事業を委託するのか、あわせてご答弁願います。

次に、地域支援事業の実施について質問いたします。介護保険制度の見直しによって、現在むつ市が実施している、むつ市生きがい活動支援通所事業が地域支援事業に切りかえられていくことになると思います。この事業は、年をとってもできる限り要支援、要介護状態にならないように介護予防をし、高齢期の生活を元気に暮らすことができるよう援助する事業であり、利用者にとっても効果的な事業として評価されております。そこで、この事業が介護保険制度の見直しによってどのように変わるのか、また平成17年度と平成18年度、これは見込みでいいです、1人当たりの事業費と事業規模及び利用対象者数について伺います。

第2点目、公立、つまりむつ市で経営している保育所の今後のあり方について質問いたします。昭和22年から昭和二十七、八年ごろに生まれた人、俗に言う団塊の世代と言われる人々が、私もその中の一人ですが、その人たちが結婚し、子供さんを産む、いわゆる第2次ベビーブームの到来となったわけであります。それが昭和45年から昭和53年ごろまで続きますが、ちょうどそのころは夫婦共稼ぎ、核家族化が進んだ時代であり、既存の幼稚園や保育園ではさばき切れず、各市町村でその規模に合わせた保育所が設立されたわけでありますが、あれから30年以上だんだんと少子化が進み、今では一部の保育所を除き、定員を大幅に割る保育所が見られるようになりました。そのため、運営費が市の財政を圧迫しています。それが今の現状です。これからも少子化が一段と進むと思われる現在、私は公立の保育所の役目はもう終わったと思いますが、これについても市長の見解を求め、1回目の質問とします。明快なる答弁を求めます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 半田議員のご質問にお答えいたします。

一般質問の1日目に柴田議員からも地域包括支援センターについてのご質問がありましたので、答弁が重複する場合もあろうかと存じますが、ご了承願いたいと思います。

まず、介護保険についてのご質問の第1点目、地域包括支援センターの運営についてであります。議員ご承知のとおり、平成17年6月、介護保険法の一部改正に伴いまして、「地域包括支援センター」の創設が義務づけられました。いわゆる住みなれた地域で尊厳を保持しながら、その人らしく豊かに暮らすことができるように、また高齢者の心身の維持、保健、福祉、医療サービスの向上や生活の安定のための必要な援助、支援を受けたいといった基本的なニーズにこたえるための総合的な機関として市町村が実施主体となり運営すべきことになったものであります。国の施策に基づき運営される地域包括支援センターの事業といたしましては、1、介護予防事業及び新予防給付に関する介護予防ケアマネジメント、2、地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援業務、3、高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの支援業務が主なものであります。また、この地域包括支援センターには3名以上の専門職が配置されることとなり、社会福祉士につきましては総合相談支援及び権利擁護の業務を、保健師につきましては介護予防マネジメント業務を、そして主任ケアマネジャーにつきましては、包括的、継続的マネジメント業務を行うこととして位置づけられております。その運営方法といたしましては、市町村での直営または民間法人等への委託などが考えられますが、あくまでも公正、中立を確保する観点と、

市町村の責任の明確化を図るとの認識から、平成18年度は1カ所、市直営で設置いたしたいと考えております。

また、地域包括支援センターが担当する区域、いわゆる圏域設定につきましては、国の目安基準例として第1号被保険者数6,000人程度、推計人口3万人程度、介護予防対象者数300人程度と示されておりますものの、単独で設置する場合は、必ずしもこれらの基準を満たさなくてもよいとの見解であります。被保険者の人口規模、運営財源や専門職の人材確保の状況等との整合性にも考慮し、最も効果的、効率的に地域包括支援センター機能が発揮できるようにという国の考え方であります。

合併によりまして、行政区域も広範囲になったことに伴い、果たして介護サービスが十分提供されるのかと危惧される向きもあろうかと存じますが、地域包括支援センター創設後の推移を十分見きわめながら、是正すべきことは是正いたしまして、介護サービスをご利用される方々にご不便のないように専門職の人材確保及び地域型在宅介護支援センターとの協力体制を維持しながら、健全な運営をいたしてまいりたいと考えております。

なお、地域包括支援センターが創設されるに当たり、現在8カ所ある地域型在宅介護支援センターの位置づけにつきましては、介護保険制度施行以来最も身近な介護予防の活動拠点として地域ケアを支える重要な役割を果たし、また市町村の代替機能を担う公共性や専門性を有しておりますので、今後も地域に根差した介護福祉サービスを継続していくためにも、受託いただいております家族介護教室、高齢者実態把握事業並びに地域型在宅介護支援センター運営事業等を引き継ぎ、委託をしたいと考えております。

委託料につきましては、地域支援事業が平成18年度より介護保険特別会計に組み入れられ、介

護保険給付見込額の2%以内で賄われなければならないということでありますので、他の事業との兼ね合いもありますので、現段階では委託料についてはっきり申し上げることはできませんが、今後の予算編成の中でお示しできるものと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の第2点目、地域支援事業の実施についてであります。今回の制度改正に伴いまして、介護保険法の基本理念であります自立支援をより徹底する観点から、予防重視型システムへの転換として、新たに新予防給付及び地域支援事業が創設されました。これは、要介護状態等の軽減あるいは状態悪化の防止につながる軽度者を対象とする新たな予防給付を創設し、また要支援、要介護状態になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業を介護保険制度に位置づけるために改正されたものであります。平成12年4月の介護保険制度施行以来、社会全体で支える制度として定着してまいりましたが、その一方で要支援、要介護1の軽度者が大幅に増加し、軽度者に対するサービス改善につながっていないこと、また介護給付費も年々増大している状況等が問題化してまいりました。今後ますます進行するであろう高齢化社会に備え、また介護保険制度を持続していくためにも、介護予防を目的としたサービスの充実や住みなれた地域で自立した生活を維持するための支援を総合的に受けられる体制づくりが必要になったものであろうと推察いたしております。

このような国の基本的施策として、介護予防サービス事業の推進に当たり、要支援、要介護状態にならないため、新たな認定基準を設け、これまでの「要支援」が「要支援1」に、「要介護1」が「要支援2」と「要介護1」に設定されたところであります。症状が軽度で、要支援1、要支援2と判定された方は、状態がそれ以上悪化しない

よう運動機能の向上、栄養改善、口腔機能といった生活機能の維持のための新予防給付サービスや従来のサービス等も介護保険給付で利用することができることとなっております。

また、65歳以上のひとり暮らしの方並びに高齢者のみの世帯で介護保険の対象とならない方に、その支援策といたしまして、高齢者地域支援体制整備事業及び高齢者等の生活支援事業等を実施しており、その中の一事業として、生きがい活動支援通所事業、いわゆる生きがいデイサービスを実施し、介護サービス事業をサポートしており、これまでどおりのサービスを提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、今後の公立保育所のあり方についてのご質問にお答えいたします。まず、これまでの保育所に関する統廃合や民間移譲についての取り組みについてであります。旧むつ市では平成10年3月に川守町保育所を廃止し、大平町保育所に統合いたしました。そして、平成15年3月には関根保育所を廃止し、柳町保育所に統合いたしました。理由は、少子化に伴う児童数の減少によるものであります。これまであったものをなくすることは、地域に大きな影響を与えるわけですが、決断すべきときに判断を誤れば、公立、民営ともに苦しい経営を強いられることになるかと思うのであります。さらに、平成16年4月には、大平町保育所を社会福祉法人「むつ中央福祉会」に、また平成17年4月には小川町保育所を社会福祉法人「みちのく福祉会」に経営移譲を行いました。このように4カ所の公立保育所の統廃合と経営移譲を行っておりますが、いずれの場合も関係各方面のご理解をいただき、実現にこぎつけることができました次第であります。

少子化の傾向は、今後においても進行することが予測されていることから、保育所の統廃合、民

間移譲については、保育所が立地する地域の住民や保護者の皆様のご理解と職員配置等にも配慮しつつ、今後さらに推し進めなければならないと考えているところであります。平成14年12月に策定されたむつ市新行政改革大綱においても、「少子高齢化社会に対応した保育環境を早期に達成するため、保育所経営の民間移譲を含めた中で効率的な統廃合を実施していく」として位置づけており、現在策定が進められている行政改革の議論の中でも引き続き継承されるものと考えております。

また、現在作業中の合併後の保育再編計画においても、子育て支援の拡充や保育行政の効率化を目指すとともに、幼保一元化への動向も見きわめながら、民間が持つ柔軟な発想や高度な技術、さらには高い経営能力に着目した計画内容を目指し、民間を圧迫することなく、統廃合や民間移譲を進めてまいり所存でありますので、ご理解を賜ります。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） ただいまの市長答弁に補足説明をさせていただきますけれども、生きがい活動支援事業の事業費でございますが、平成17年度予算になりますけれども、2,200万4,000円という状況でございます。本人負担1,000円いただいて11センターの方に委託してございますので、市の負担が2,800円という状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（半田義秋） 地域包括支援センターの方は、大変評価できる設定であると思います。しかし平成18年度スタートにおいて、1カ所だけの設置ということですが、これでこの広い市全体の地域包括支援センターとしての役割を果たしていけるかどうか、大変心配するところであります。なぜ1カ所だけなのか、その考えと、その理由を伺い

たいと思います。

また、これから年次的に川内、脇野沢、大畑とふえていく予定があるのかなのか、それもあわせてご答弁願います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

地域包括支援センターの1カ所という考え方ということでございますけれども、先ほどの市長答弁にもございましたように、基本的には市直営での地域包括支援センターは1カ所と、市直営で立ち上げる予定でございます。これは、あくまでも公平、公正、中立という観点からの考え方でございます。そのほかに、現在地域型在宅介護支援センター8カ所に委託してございます。それを今までどおり活用して地域の方々にご不便のないような対応をしてみたいということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（半田義秋） それでは、むつ市生きがい活動支援通所事業は、平成18年4月から介護保険制度の見直しによって地域支援事業、介護予防事業に切りかえていき、その対象者の認定は地域包括支援センターで行うこととなると思うのですが、現在の利用対象者は、利用対象外となるのですよね。今までの要支援、要介護1の人たちが利用できなくなる場合もあるのです。それによって大体何%の方がその支援を受けられなくなるのか伺います。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

生きがい活動支援通所事業、通称デイサービスということですが、これにつきましては今基本的には従来と同じ考え方をご利用いただくというふうに考えてございます。ただ、当然自己負担とかも出てまいりますけれども、この辺につき

ましては現在予算編成の作業中でございますので、その辺の動きがございますけれども、考え方としては従来と変わりなくご利用いただくという考え方でございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（半田義秋） 市長、今の答弁でよろしいですね、間違いございませんよね。今までどおりですよね、それは絶対。というのは不安がっているのです。今制度が変わって、我々はデイサービスをもう受けられなくなるのだという非常に不安がっている人がいますので、その点、今の答弁を聞いて安心しました。

市長、市長は先日リサイクル燃料備蓄センターの記念パーティーでこのようなことを言いましたよね、ようやく願いがかなったと。これも多くの市民の理解があったればこそと述べられましたが、違うのですよね、市長、理解ではないのです。多くの市民がわかっているのは、むつ市がもう財政的に破綻しているのだと、ですからやむを得なく、親が子の借金を心配するみたいに、仕方なく了承していると、私はそう思っているのです。だから、この中間貯蔵施設を設置すれば、幾らかでも市の財政が助かり、そして我々の今まで受けている介護のサービスも低下することなくできるのではないかという本当の微々たる希望を抱いていると私は思うのです。だから、今の答弁を聞いて、今までどおりだということを知って安心しました、ぜひこのように。これからは厳しくなるでしょう。国も非常に財政的に豊かではないし、市もそうであるし。でも今までデイサービスを受けている人たちは、1週間に1度でもいいから、これを唯一の楽しみにしているのです、ぜひ今後ともこのままにしてほしいと私は思います。

それで、保育所の件であります、私は川内です、第一川内保育所のものしか今はわかりま

せんけれども、ここに収支の資料があります。歳入は、保育料は360万円ちょっと、これが前は国庫及び県負担金制度があって、そっちの方の援助がありましたけれども、今はそれが廃止され、皆一般財源化されましたよね。だから、国・県から幾ら入っているかというのは私たちはわからないのだけれども、部長たちはその分が幾ら入っているかというのは大体わかると思います。それをひとつ教えてください。

○議長（宮下順一郎） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（名久井耕一） お答えいたします。

公立保育所に対する国からの負担金ということですが、議員お話しのとおり、今一般財源化されております。今はっきりした数値は手元にないのです、大変申しわけないですが、よその保育所の例をとりますと、国からの負担金2分の1、県が4分の1というような形でございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 58番。

○58番（半田義秋） 一般財源化されて、幾ら入っているかわからないと。それでも、私は人件費、経費を合わせると相当なものだと思います。これが大きく市の財政を圧迫していると思うのです。だから、国の方針どおり官から民へ、民間でできるものは民間へとなるべく小さな地方自治体にするというのがいいと私は思うのです。今民間の幼稚園も保育所と同じで、3時、4時までやっているのです。そして、しかも公立の保育所があるために募集が非常に大変で、経営が苦しくなっています。市長が、なるべく民間を苦しめないようにするとさっき答弁なされました。どうかひとつこれからも保育所の民間委託、それから統合、配置等を考えていただければ、市の財政も、それから民間の保育所、幼稚園も非常に助かると、私はそのように思っております。

それから、やめるとしても、その施設は学童保育、市長、今学童保育が親御さんたちに非常に喜ばれております。というのは、クラブ活動をやる前の1、2年、3年生はただ真っすぐうちに帰るわけです。今このご時世ですので、殺人、誘拐等があって非常に危険であります。そこで、学童保育をかなり要望している親御さんがいますので、それらの施設をその学童保育の方に振り向けたら一石二鳥ではないかと、私はそのように思っています。そこで、最後に市長の答弁を求めます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、大平町保育所あるいは小川町保育所を民間に移譲しました。準備には2年ぐらいかかります。さまざまな条件があります。今お話しになっております第一川内保育所、これは昭和53年に建設されています。今は昭和に換算しますと80年になりますから、27年経過しているということになりまして、建物の状況がどのようになっているか、私は十分には承知をいたしておりませんので、それらのことも勘案しなければなりません。

また、保育士については、旧むつ市はほとんど30年近く保育士を採用してこなかったのです。全部臨時職員でやってきました。全部ということはない。所長ですとか主任は正規の職員でありますけれども、そういう臨時職員が多い職場でありますので、経営移譲をするに際しても経費が増大するというようなことに結びつかないわけでありませぬ。その点についても川内、大畑、脇野沢はないのですが、どのような給与体系をとっており、どのような職員体制になっているかということも十分検討しなければならぬでしょう。今お話しのように、できるだけ民間移譲したいと思いますが、受ける方も受けるための条件が必ずあるはずでありますから、きちんとした理解が得られるような状態をつくり出す必要はあると思います。

それから、学童保育であります。旧むつ市の学童保育については、それぞれ小学校に嘱託職員を配置して、その給料は市で負担してこれまで経営してきました。一たん学校を出て別な場所に移って学童保育をやるということが多少困難な場合もあるということで、空き教室がなくても低学年の生徒たちは早く教室があくわけであります。しかし、自分の教室で学童保育を受けるということはなかなか難しいわけありますので、あいている教室等を活用してやっておるのが実情でございます。苫生小学校の場合は、わざわざそのために1部屋つくりました。そのようにして学童保育を進めておりますので、ご期待が大きければ、こたえる形で取り組んでまいりたいと、そう思っております。

○議長（宮下順一郎） これで、半田義秋議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前 11時15分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議録署名議員の追加指名

○議長（宮下順一郎） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

60番齊藤孝昭議員を指名いたします。

濱田栄子議員

○議長（宮下順一郎） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。1番濱田栄子議員。

（1番 濱田栄子議員登壇）

○1番（濱田栄子） むつ市議会第186回定例会、最後の一般質問となりました議席番号1番濱田栄子でございます。市長におかれましては、有意義な議論、前向きなご答弁をよろしくお願いいたします。

質問に先立ちまして、今議会開会中、突然天国への旅立ちとなりました毛馬内光雄議員のご冥福を心よりお祈り申し上げます。4年前に初めて議員に当選させていただきましたときに、毛馬内議員よりいただいた言葉がありました。知っていることは何でも教えるけれども、やるのは自分だぞという一言でした。議員生活をスタートするに当たり、心にしっかりと刻み込まれた一言でありました。時として意見の違いはありながらも、さまざまな場面でご指導をいただき、議会人としての強さを学ばせていただきました。

一番大きな意見の対立は、市町村合併に対する考えでした。交付金を10年間保証するという合併特例法の期限内に合併して、旧大畑町が財政再建団体に転落するのを防ぎたいという毛馬内議員の考えと、旧むつ市を初めとする4市町村の財政状況が余りにも厳しい中で合併した場合、周辺町村の地域経済が急激に衰退するのではないかと懸念から、合併反対の立場に立った私の考えとの違いでした。間接民主主義により合併は議決され、今日に至っております。合併がよかったのか、またそうでなかったのかは今後の私たちの行動と歴史が判断するものと思われまます。

1項目の使用済み核燃料中間貯蔵施設についてご質問いたします。この施設の建設に当たっては、旧むつ市議会の決定済み事項であり、合併後の新議会には諮られないとの報告がありました。現在知事の同意を得、本格的な調査が始まっているとございませますが、法定協議会の財政シミュレーションにも組み込まれておりました9億8,000万円の電源立地等初期対策交付金の額と

60年間で約1,000億円と言われる交付金の額の算定基準をお伺いいたします。また、この施設を活用し、地域経済の活性化へどのようにして結びつけるのか、重ねてお伺いいたします。

次に、環境税についてご質問いたします。この税に関しましては、何度もお伺いしました際に市長は、これは難しい税だというようなことをお話しなさっておりました。なるほど、今年度に引き続き平成18年度も見送られる結果となり、残念に思っております。けれども、導入されれば森林整備に大きく税移譲され、山村地域の林業に寄与するものと思われれます。地方から発信し続けることが必要ではないかと強く感じております。

平成13年9月、大畑町議会議員に初当選以来、一貫して森林の再生と雇用の創出に取り組んでまいりました。県の緊急雇用対策による森林整備作業員の講習会を当初予定のなかった下北地域において開催していただくよう要請し、平成14年6月20日より23日、むつ市で開催の運びとなりました。42名の方々が受講されました。翌年平成15年は、大畑地区受講生を対象に緑の研修生制度が始まり、平成16年度は川内地区、今年度においてはむつ地区において実施されるとお聞きしております。大畑地区の研修生は、終了とともにNPO法人を立ち上げ、ボランティア活動や民有林の植林事業を行い、就業の場の確保と森林再生に努めているところでございます。平成17年度においては、NPO法人独自の講習会を開き、森林作業員の養成をし、40名の方々に資格を取っていただいているところでございます。

今後の課題といたしましては、下北半島の森林面積の約8割を占めます国有林の機能の充実が必要ではないかと思われれます。現在森林管理署の皆様も林業に従事する皆様も、そして地域の皆様も方向は一つと感じております。外部の有識者の方々の意見も交え、地域の声を一つにして発信する

作業が必要ではないかと思われれます。この件に関しては、民間も行政も一体となり、共同作業が必要と思われれますが、市長の考えをお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（宮下順一郎） 市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

使用済燃料中間貯蔵施設についてのお尋ねであります。まず1点目の中間貯蔵施設にかかわる交付金はどういう算定基準のもとで交付額が決まっているかとお尋ねであります。交付金につきましては、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るために、電源三法、すなわち電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法に基づいた交付金等の制度があり、使用済燃料中間貯蔵施設に係る交付金もこれに基づき交付されるところであります。

交付金の種類としては、大枠としての電源立地地域対策交付金の中に中間貯蔵施設に係る分として電源立地等初期対策交付金相当部分、電源立地促進対策交付金相当部分、原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分及び原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分があります。それぞれ大変長い名称でありますので、以下省略して初期対策交付金、立地交付金、周辺交付金及び長期発展対策交付金とさせていただきます。

交付額の算出方法は、総じて原子力発電所の場合に準じております。まず、初期対策交付金は、所在市町村に対して交付されるもので、立地可能性調査の開始年度から知事の同意年度までは1億4,000万円を限度として、知事同意の翌年度から2年間は9億8,000万円を限度として交付されます。

次に、立地交付金は、所在市町村、隣接及び隣

々接市町村に交付されるものであります。施設の着工年度から操業開始5年目までが交付対象期間となります。施設の出力に施設の種類による単価等乗じて得た額が交付限度額となります。隣接及び隣々接市町村には総額で所在市町村と同額が交付されることとなります。

次に、周辺交付金は立地交付金と同様、隣々接市町村まで交付されるもので、施設の着工年度から操業終了までの期間が交付対象となります。所在市町村には、単価に一般家庭などの電灯需要家の契約口数及び工場などの電力需要家の契約キロワット数を乗じて得られる額の合計額が年間の交付限度額となり、隣接及び隣々接市町村では単価が2分の1となります。

次に、長期発展対策交付金は、所在市町村に交付されるもので、操業開始の翌年度から操業終了まで交付されます。中間貯蔵施設については、設備出力に応じた額と前々年度末日において3年を経過して貯蔵される使用済燃料の量に1トン当たり40万円を乗じて得られる額の合計額が交付限度額となります。

立地交付金と周辺交付金の単価については、貯蔵建屋とキャスクの製造費を合わせた建設費が基準となることから、現段階において確定していないところであります。

ご質問の2点目は、赤字財政であり、交付金だけでは地域の活性化は図れない、地域経済の活性化へどのようにして結びつけるか、子供たちのために地場産業を育て、地域を活性化させていくためには日本初の施設でもあることから、もっと多い額の交付金を要求する交渉をすべきではないかとのことご質問であります。使用済燃料中間貯蔵施設は、電源三法交付金による安定的な財源の確保により脆弱な財政基盤から脱却し、次世代を担う若者たちが夢を持ち続けることができるようにするために社会基盤整備や地域振興に活用したいとい

う思いから誘致したものであります。交付金制度が一昨年10月に大幅に改正されたことにより、用途が大幅に拡大され、従来一般財源で賄っていた多くの事業に対しても交付金を充当することが可能となりました。本年度は、次世代を担う子供たちを保育する保育士の人件費等にも交付金を充当しております。

議員ご承知のとおり、今のむつ市は準用財政再建団体への転落を阻止することが喫緊の課題であり、ここ数年は交付金を地域経済の活性化に直接結びつく事業へ充当することは多くを期待できない状況にありますが、この時期を乗り越えれば、議員のおっしゃる次代を担う子供たちの人材育成や地場産業の育成のための事業へも充当していくことができると考えております。使用済燃料中間貯蔵施設に係る交付金の増額については、日本で最初の施設といえども、交付規則において施設の種類ごとに交付額の算定方法が定まっていることから、なかなか難しいものと考えられますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、瀨田議員の環境税についてのご質問にお答えいたします。深刻化する地球温暖化問題への切り札として環境省が環境税を提案していることはご承知のとおりであり、その導入については平成17年10月25日に「環境税の具体案」として示されております。税の導入に当たっては、企業や国民全員が温暖化対策に参加していく仕組みの構築を目指しており、1世帯当たりの負担額は月額180円程度と予測され、税収額は約4,900億円を見込んでおります。その用途は、温暖化対策に3,400億円、社会保険料の軽減などの雇用促進対策などに1,500億円とされ、特に温暖化対策では省エネルギー施設の導入促進のほか森林対策を掲げ、温暖化対策費用のうち20%を地方公共団体に配分するとされております。しかしながら、この具体案については現在政府並びに自民党税制調査

会で議論されているところでありますが、自民党税制調査会では地球温暖化対策の効果が不透明として平成18年度税制改正では見送る方向としており、いまだ結論が出ていない状況にあることから、今後の推移を見守る必要があると思っておるところであります。

森林を取り巻く環境は、依然として厳しく、林家の方々が除間伐や植林に積極的に取り組めない状況にあります。環境税などの動向を踏まえた森林の整備の方向については、森林組合などの林業関係団体や関係機関に協力を求め、協議・検討を進めてまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（瀧田栄子） 中間貯蔵施設の交付金ですが、初期対策交付金9億8,000万円、これはこれまでも何度も提示された金額でございます。現在大間原発、東通原発の隣接交付金等その他特別交付金合わせて18億円の活用を、平成17年度においてなされる予定になっております。そして、まず9億8,000万円の金額でございますが、今年度の予算316億5,000万円と比較しますと、約3%に当たります。そして、市長が確定されていないとおっしゃいました施設が稼働してから交付になります交付金約1,000億円というようなことも言われておりますが、それを年間にいたしますと、平均約20億円でありまして、財政貢献度は約6.3%でございます。そして、9億8,000万円を6万7,000人で割りますと、どれくらいのサービスになりますかといいますと、1年間で1人1万4,626円になります。1カ月で1,218円のサービスでありまして、1日にいたしますと40円のサービスを受けることになります。また、20億円を6万7,000人で割りますと、1人1年間に2万9,850円のサービスを受けることになりまして、1カ月で2,487円、1日83円の行政サービスを受けることとなります。

ドリンク1本にも当たりません。これでは、電気料金の還元もできる状態ではないのではないかと思います。市長にもう一度お伺いいたします。

原子力発電所の場合による交付金制度ということでございますが、私といたしましては、この9億8,000万円、丸が一つ足りないと思っておるところでございます。今後50年間の計画に当たりまして、これではまず今現時点で地域振興も難しい状態でございますので、いま一度交付金の交渉をしていただきたい。

私たちが、これまで14名の議員たちがさまざまな観点で質問してまいりました。中間貯蔵施設問題についても、搬入されるのか、搬出されるのか、そのような確約が欲しいなどというたくさんのご質問がありましたが、今どのような取り決めをしたとしても、その50年後にこの地域に財産がなかったら、その時代の人たちは、なし崩し的に六ヶ所村のように危険なもの、核関連施設を受け入れることとなります。ですから、私たちは計画を立てて50年後にきちっとその時代の人たちが生きていけるような施策を歩み出さなければなりません。そのためには、私この9億8,000万円、どうしても足りません。1,000億円も足りません。もう一度市長に交渉していただきたい。その点をまず1点お聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） この交付金制度は、法律で決められているものでありまして、法の基準に従って算出されておる、そういうものであります。ただし、少し目を四方に配ってみてください。福島県では、発電所のかわりに300億円のサッカー場をつくってもらっています。そんなことがあると思います。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（瀧田栄子） 私は、サッカー場が欲しくて言っているのではございません。お金が原因で合

併しました。ですから、合併と同時に地域の人たちが合併してよかったなという方向に進んでいただくためには、やはり電気料の還元等もこれから必要ではないかと思われます。市長は、恐らく腹の中ではちょっとは交渉してみるかと思っているかもしれませんが、この件に関してはこれで終わります。

次に、地域経済の活性化について、今すぐにはなかなか財政状況が厳しくて進めない状態だというようなお話でした。それでは、3点ほど提案がありますので、1点ずついきます。

少ないお金を有効に使うのは、女性の特技でございます。まず、女性管理職の育成、登用について市長にお約束していただきたいなと思います。あと4年、まだがっちりあります。できましたら50%を目指して頑張っていたきたい。男女共同参画社会が叫ばれまして久しいわけですが、女性議員はようやく5%弱になりました。理事者の皆様も、皆さんハンサムですばらしい方ですが、私はやっぱり女性がいないと寂しいと思います。市長、この件に関して、まずはご答弁をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 女性の管理職への登用の道は、大分前に開いてきたつもりなのですが、一応課長以上に任命する際は、私から直接該当させようとしている方にこういうポストについてほしいとお願いをするのですが、極端なケースを申し上げると、その辞令出すならやめてしまうというふうな言い方をする方もいらっしゃいます。まだむつ市の女性管理職候補者たちは慎み深くて、なかなか上に上って大きな組織をまとめるというところにまで心を開いていないような気がするのであります。大分ここ数年で登用している比率を高めてきたつもりでありますが、課長に登用しようとしてもそういう反応が出るところでありますから、次

長、部長級へ登用したいという思いは持っていますけれども、すんなりと受けてもらえるかどうかこれがこれからの課題になると思います。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） 課題、課題とおっしゃいますけれども、課題を解決して、何とかその方向に4年の間に進んでいただきたいなと思います。

次に、2点目のご提案を申し上げます。企業誘致でございます。中間貯蔵施設の建設費用は1,000億円、うち建屋は約2割程度、残りの8割はキャスクの製造費用と聞いております。私は、このキャスクの製造工場の企業誘致を条件に付けてはどうかと思いますが、市長はまるでそのことは考えられないとお思いでしょうか。ダブルで引き受けましょと、そんな考えはないか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） むつ地区選出の議員には何人がキャスクの製造工場をごらんいただいておりますが、現在日立造船というところが主につくっております、これは関根浜に入れまして、原子力船「むつ」のキャスクもつくった工場でございます。この日立造船という会社は、日立という大きな会社とは関係がないのです。日立本体の方からは、スペインでつくったキャスクを持ってきたいけれども、口を聞いてくれないかというお話が来ました。私どもは、それを決めたり勧めたりする立場ではございませんというのでお断りしたのですけれども、いずれにしても、相当な技術者と設備投資をして、初めてキャスクのような安全性の高いものをつくらなければならないという企業でありますから、簡単に進出してこれらとは考えられません。そして、またむつ市で貯蔵する本数も5,000本という限られた数でありますから、ウラン換算5,000トン、そういう数でありますから、稼働年数が10年ないし20年という

ことになる。ほかのところで中間貯蔵をやりましょうというのは、手は挙げていますけれども、まだ具体的な動きが伴っていないという事情がありますから、誘致する条件としてはまだまだ不完全ではないかと、そう思います。日立がスペインでつくったら持ってくるというくらいですから、日立に話をしてもこっちにはなかなか来ないでしょう。そういう状況でありますので、公費を使って誘致運動をすることには限りがありますし、これは今の新しくできた会社の方にご相談をするところからスタートしてみたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） 何か市長は、ちょっと腰が引けているような感じがしますけれども、どんどん言ってください。市長は、圧倒的多数により市民の皆様から選ばれたわけですから、交渉は必ずしていただきたいと思います。もう一度その件に関してお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 先月できましたRFSという会社を通じて検討してもらいます。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） この件に関しては進めていただく。

合併時に、合併した際に見本になる地域が千葉県君津市ということでございました。どんなまちかなと思って見てみました。また、私も千葉県にはよく行くことがありますので、通りかかりますが、新日鐵でしたか、大きな工場があります。今の状態では、どう逆立ちしてもまねのできないまちです。ですから、やはりダブルでキャスク工場も一緒に、あと1,000億円来ていただくという気持ちで頑張っていたきたいと思います。この件はこれで終わります。

次に、市長がこれならできるという提案でございます。むつ市のテーマ、新市のテーマ「人と自

然が輝く やすらぎと活力の大地 陸奥の国」を目指すことでございます。先ほどまだ財政状況が厳しく、なかなか基幹産業にまで手が届かないというようなことをおっしゃいましたが、そんなにお金をかけなくても現在の基幹産業にてこ入れする方法はございます。例えば大畑地区の例で話させていただきますが、漁業形態、昭和53年度はかなり凍結船100トン以上1,000トンまでが73隻ほどありました。現在では100トン以上が16隻ほどですか、100トン未満20トンぐらまでが38隻、その他10トン以下1トンぐらまでが123隻と小型化しております。そして、船外機船にしても256隻となって、沿岸漁業が中心となってきております。本当は遠洋漁業、ニュージーランド、タスマニア、アルゼンチンなどにも大畑の船は出かけていきました。現在は、操業している船はないと聞いております。

今まで大型船を対象にしてつくられてきた港を今度は船外機船、小型船が使えるような細やかな配慮をした港づくりが必要ではないかなと思います。船外機船が使えるような斜路、これは護岸の一部だそうでございますけれども、そんなに大きいお金がかからなくても県等に提案をしてできるのではないかなと思います。きめ細やかな沿岸の整備、現在の漁業が操業しやすいような整備に努めていただきたいなと思います。

また、これも少し市長は難しいなと思われるかもしれませんが、大畑、どちらかというといか1本釣りに頼っている状況でございますが、大きい問題として海区の問題がございます。

○議長（宮下順一郎） 濱田議員、通告の範囲内でのご質問を続けていただきたいと思います。ご協力お願いします。

○1番（濱田栄子） わかりました。関係していきますので、議長、少々お許しください。

では、まずここで一たん、その整備等に関して

市長はどう思われるか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 私の方のお答えも通告の範囲を外れますけれども、大畑漁港、市場の整備と両方を両立させる方法があるのかどうなのか、現在水産課に検討させております。今の斜路等につきましては、ことしのサーモン祭の際に漁協の田高組合長から説明を聞かされておりました、ちょうど経済部の理事、あるいは水産課の課長補佐等が出席しておりましたので、ただちに検討してもらうようにしております。同時に、市場に使っております建物もかなり老朽化しているということで、あそこは金もうかっているものですから、これは建設当時のような派手な大きな建物がいいのかどうかという検討はしなければならぬと思いますが、いずれにしても大畑地区の産業、木材と漁業ということでありますから、特に漁業では、かつて八戸と並び立つぐらいのイカの漁獲量があったという実績もありますし、イカ釣り船の権利金だけで1隻1億円という時代があったのでありますが、今日ではそんな常識に外れたようなことをする人はいなくなって、ごく通常の漁船の建造費でおさまるようになっておりますけれども、そういう中だからこそ今、漁師の方々の生活の安定に資するような施策をしていかなければならないという考え方は確実に持っているということを申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 1番。お願いでございます。質問事項と質問の要旨の通告の範囲内に何とぞとどめていただくようご協力をお願いいたします。

○1番（濱田栄子） わかりました。これも交付金を使った地域振興の一端かなと思ひまして、そちらに話を持っていきました。

まず、市長もそのようなお考えであるということで、斜路等の整備に関しましては、漁港事務所

等、また関係団体等と相談して速やかに進めていただきたいと思います。

次、もう一つ準備しておりましたが、通告外ということで、これはとどめておきます。

まず、地域振興、中間貯蔵施設を受け入れまして、そしてどのように次の世代へ私たちがバトンタッチをしていくかという大きな問題の中で、やはり今すぐに企業誘致をするとか、大きな企業を立ち上げるとことは難しい状況にあります。ですから、今ある基幹産業、外貨を稼げる基幹産業にてこ入れしていく、少ないお金をどのように次の展開に結びつけていくかという使い方でございます。ただ、これを消化してしまうのではなくて、そのお金を次のお金を生むような使い方をするということでございます。それは、やはり産業の育成ではないかと思ひます。そのような関連から漁業の振興に入っていました。そして、でき得るならば下北一つの水産物、農産物を一堂に集めた大市場を建てて、県内外からの業者を呼び、地域の特産品を発送していく、そのような構想を持ってよいのではないかなと思ひます。大きな市場を建てても、そこに集まる商品がなければ困ります。ですから、きめ細かく水産物の水揚げが上がるようなやり方、それを確実に、着実に。大きいことを考えましても、やる一手は細かいことでございます。きめ細かな地域の状況を把握し、何とかそのような方向に進んでいただきたいと思います。市長のお考えをもう一度お願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 現在まさかりプラザというものを持っておりました、市場と言うほどのものではありませんが、出店でありますけれども、しかし下北地域全体から商品を提供してもらって展示して売っているという状況です。どのぐらいの売り上げがあるのか私は承知しませんけれども、か

なりな出足だそうでございます、それが市場性とはまた別に、観光客などの方々が自分の足でそういうものを本当はどこでとれるのか、どこでつくられているのかというのを確かめながら大間町、風間浦村でもまた土産として購入しているということは事実のようであります。昨日下北汽船の取締役会がございまして、むつ市に金を出せと、こういう話がありましたけれども、その中で私にとって興味があります提案がありました。船に乗っている1時間、この間にお客様にどう時間を使ってもらおうかということが大事であると。これは大手の旅行会社の提案だそうではありますが、まず今特別室がついているけれども、その特別室は要らないのではないかと。そして、そういう部屋をなくするかわりに物品販売等を提供したらどうかという提案だそうであります。これは大型の市場をつくりましても、それに見合う商品があって、その商品を目指して来る買参人がいて初めて市場効果が出てくるものだと思いますので、まずそのような地道な活動から展開していくことの方を考えるべきではないのかというように考えます。各地でそれぞれ商売なさっている方々がご自分で売り場をつくっている方もいらっしゃいますし、先ほど申し上げたまさかりプラザの中にも、大した広くはないです、100坪ぐらいしかありませんけれども、商品は管内のものを大体ほとんどそろえているという状況であります。生きのいい魚だけがないという状況で、それは大畑の方でやってもらったり、あるいは新しいむつ市の各漁協での競りに参加してもらおうという形で販売はされているだろうと、そう思うのですが、ご提案の趣旨はわかりますけれども、そういう大型のものを今企画し、実現していくというだけの余裕もないですし、これはマーケットリサーチをきちんとしてやらないと、何だ、これはということにならないとも限りませんので、そのあたりからスタートをさ

せたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） この件に関しましては、私ももう少ししっかりとした案を練りまして、もう一度提案をしたいと思います。

次に、環境税の問題でございますが、市長にお話しするたびに、これは難しい税だと言われてきたことはそのとおりでございます。今年度に続き、来年度もまた見送られることになりました。けれども、環境税という形になるのか、またならないにしても、森林整備には今後大きく手をつけられるものと思っております。そのためにやはり私たちが地域の状況がどうであるのか、政治力がないというなら、団結力で勝っていきましょう。地域の声を集め、そしてまた国に発言力のある有識者の方々のご意見もお聞きしながら、地方から発信していきたいと思っております。その件に関して、市長は民間との共同作業により、そのような発信する場をつくるというお考えがありますかどうか、ご答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 現在の国の動向の中で興味深いのは、族議員というのが今力を失ってしまっている。例えば族議員ではありませんが、日本医師会が診療報酬の引き下げに抵抗しなかったのです。つまり今までのように族議員が結束して政策目標を立て、それを実現させていくというのが小泉政権のもとではかなり力をそがれた。環境税というのは、これに群がる族議員がいたのです。多分その連中の利益につながるだろうというような報道を読んだことがあります。濱田議員がおっしゃるような高尚な目的のためにその税を集めるとい、これは考えられた当初はそうであったようですが、その後少しずつ妙な方にねじ曲がられていったという経緯があるようでございます。その中で自民党の税制調査会がもう議論しな

くなっている。こういう傾向がある中で、これは環境税という名前のすばらしさからわかりますように、国民的な声が集まってこなければならないテーマだろうと思います。ところが、これは環境省などで試算しますと、4,900億円というのですから、大して魅力のある額ではないのです。道路特定財源でさえも、今一般財源化しようということで動き出している。これは、兆がつくのです。そのような流れを見ますと、一地方から声を出すことで何らかの動きが出るのかと、これは厚い壁が立ちだかっているような状況にあると私は理解をしております。難しいという言葉はそのことを申し上げているつもりでありますので、やはり来年の9月まで待たなければならないのですかね。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） 2項目3点ご質問いたしましたけれども、残りきょうはよい回答をいただけなかったような気がいたします。

市長、ことし国民の皆様選ばれた言葉は「愛」だそうです。若いころは、愛があれば何も要らないという時代もありましたが、結婚し、子供を育てるとともに、やはり愛よりお金が必要だということになった方も多いのではないかと思います。けれども、年を重ねることにより、もしかしたら愛がお金以上に物を動かすのではないかなという思いがしてまいりました。どうぞ、市長、6万7,000人の市民の皆様にああ行政をよろしくお願いいたしまして、濱田栄子の一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（宮下順一郎） 以上で本日の日程は全部終

わりました。

なお、明12月21日は特別委員会設置及び付託、付託議案審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時49分 散会